平成２６年（フ）第１６１号
山梨県甲斐市西八幡3690番地１　花形住宅４号
債務者　中込　金子
１　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土608番地３、前住所岐阜県可児郡御嵩町上恵土1303番地　グリーンパークアベニュー303号
債務者　小林　雅彦
１　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１０２号
三重県四日市市西新地11－３　シティ堀木601、住民票上の住所三重県亀山市長明寺町598番地１
債務者　松本　信広
１　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
三重県四日市市楠町小倉499番地６　サニー103
債務者　林　　昌利
１　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
三重県桑名市大字東方320番地８　501号
債務者　野﨑　直人
１　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
三重県三重郡菰野町大字菰野4667番地４　カーサ大羽根Ｂ101
債務者　武田　和子
１　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５１５号
京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町18番地　デリス西大路Ｎ510号
債務者　平居　靖枝
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５８号
京都府京田辺市興戸犬伏17番地８　ＬＩＦＥ　ＳＰＡＣＥ　ｔｒ33―407
債務者　津嶋　和弘
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５６２号
京都市中京区錦小路通猪熊西入七軒町486番地
債務者　木下　　薫
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５９６号
京都市伏見区石田森南町34　醍醐石田団地第33号棟601号、住民票上の住所京都市山科区上花山花ノ岡町12番地１　ヌーベル花ノ岡302号
債務者　下山真由美
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６０９号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１－６棟1016号
債務者　河井　清子
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６２０号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　４棟501号
債務者　川畑　安範
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６３９号
京都市西京区上桂東ノ口町176番地　グリーンハイツ102号室
債務者　寺田きさ栄
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６６３号
京都市左京区下鴨下川原町32番地
債務者　椎村　仁美
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６６５号
京都市中京区黒門通御池下る大文字町252番地　シャトレ・カルム307号
債務者　瀬谷　将彦
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６６６号
京都市南区唐橋堂ノ前町23番地
債務者　荒川　孝之
１　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係